

## 第1章 多文化共生推進指針策定の背景と目的

### 1-1. 多文化共生推進指針策定の背景と目的

日本で生活する外国籍市民は、とくに1980年代以降、多国籍化しつつ大きく増加し、2007年（平成19年）末現在で約215万人、人口の約1.7%となっており、自動車産業など今や日本の産業の働き手として欠くことのできない存在として定着している。今後も急速に進むグローバル化と日本の少子化・高齢化の進展に伴い、外国籍人口はさらに増加していくと思われる。富田林市においても、1989年（平成元年）より19年間で外国籍市民は約75%増加し、2008年（平成20年）3月末現在で約1,000人の外国籍市民が在住している。また、外国にルーツをもつ日本国籍市民<sup>1</sup>も増加しており、言語・文化・生活習慣・制度の違いから生じる問題も少なくない。このような中で、各市町村でも生活者としての外国籍市民あるいは外国にルーツをもつ日本国籍市民に対する施策が大きな課題になってきており、国も、2006年（平成18年）、「地域における多文化共生推進プラン」（P.38 参考資料4）作成を促す通知を出している。

また、外国籍市民もしくは外国にルーツをもつ市民が多く居住する集住自治体<sup>2</sup>では、集住都市会議を結成し国にさまざまな要望を提出するとともに、独自でさまざまな取組も行っている。しかし、自治体によって、居住状況やその構成、直面している課題はさまざまであり、それぞれの自治体の状況に合わせた独自の自治体政策が求められている。

関西、とくに大阪府内では、外国籍市民と外国にルーツをもつ市民の国籍が多様化したとはいえ、歴史的な経緯から韓国・朝鮮籍の市民が圧倒的に多く、各自治体で人権施策を柱としてさまざまな取組や経験が蓄積されている。しかし、このような取組はまだ不十分な点もあり、自治体施策を進めるにあたっては、このことが十分考慮されなければならない。

地域における多文化共生の課題について、本市は（特活）とんだばやし国際交流協会（以下「国際交流協会」とする）と連携し地域のニーズに合わせたさまざまな事業を行っている。また、2006年度（平成18年度）には「外国籍市民アンケート調査」（P.38 参考資料5）を実施し、現状把握に努めてきた。さらに、2007年（平成19年）に策定された「第4次富田林市総合計画」（P.38 参考資料8）においても多文化共生は今後の施策の柱の一つとして位置付けられている。

このような中で、多文化共生施策を効果的に進めていくためには、自治体をめぐる財政状況に厳しい制約があるものの、この間、実施されてきた施策をさらに発展させ、体系的で長期的な視野に基づく、現実的で具体的な「多文化共生推進指針」（以下、「指針」とす

<sup>1</sup> 外国にルーツをもつ日本国籍市民には、国際結婚に伴い日本国籍を取得した人、中国からの帰国者、海外で長期間暮らした経験を有する人など、さまざまな人がいる。

<sup>2</sup> 南米日系人を中心とする外国人市民が多数居住する自治体。2001年（平成13年）度に外国人集住都市によって外国人集住都市会議が結成され、2008年（平成20年）4月現在、外国人登録者の割合が人口の16.3%を占める群馬県大泉町や10.8%の岐阜県美濃加茂市など26都市が参加している。

る)を策定する必要がある。そのためには、専門的な助言が必要であり、当事者、関係団体、市役所関係部署、学識経験者等で構成する多文化共生指針検討委員会(以下「委員会」とする)を2008年(平成20年)7月8日に設置した。

委員会は、進展する地域の国際化と増加する外国籍市民および外国にルーツをもつ市民のニーズに応え、平和ですべての市民がお互いに尊重しあえる多文化共生のまちづくりを推進していくために、多文化共生にかかわる理念と長期的ビジョンを示す「多文化共生推進指針」に含まれるべき施策の方向性と内容を検討し、その結果を提言することを目的として、11回の会議と2回の提言起草委員会を開催し、同年12月、「提言書—富田林市『多文化共生推進指針』策定にかかる現状と今後の方向性」(P.38 参考資料7)(以下、「提言書」という)を市長に提出した。

この提言書は、当事者や関係機関の意見を聴き、全国的な情勢と富田林市の地域性を十分に検討したものであることから、本指針ではこの提言書の内容を可能な限り反映させた。

本指針は「第4次富田林市総合計画」第3章まちづくりの大綱にある「平和を希求する多文化共生のまちづくり」を実現するために策定する。また、「富田林市人権行政基本方針」(P.38 参考資料9)、「富田林市地域福祉計画」(P.38 参考資料10)、「富田林市教育委員会在日外国人教育の指導に関する指針」など、富田林市の他の関連する基本計画や施策との整合性にもできるだけ配慮したものである。

## 1-2. 用語の定義

以下では、提言書を踏まえ、指針に頻出する用語について、その定義を提示する。

### (1) 多文化共生

指針では、総務省「多文化共生の推進に関する研究会」で検討された定義を採用し、多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」とする。

また、提言書に基づき、指針では、多文化共生を、以下のような現状認識と理念を含む概念として扱うこととした。

- ① 富田林市は、単一の文化的背景をもつ市民だけではなく、多様な文化を有する市民から構成されている。
- ② さまざまな少数文化が多数を占める文化によって管理・同化されるのではなく、対等で相互に歩み寄る双方向性に特徴づけられた社会関係を構築する。
- ③ 人権に関する国際的・国内的議論を反映し、人権の実現を図る方法の一つである。

### (2) 外国人市民

「外国人市民」とは、外国籍を有する人、あるいは、日本国籍で外国にルーツをもつ人で、本市に生活拠点を有する人である。そのため、本市に生活する外国人研修生・実習生や留学生などもこの外国人市民に含まれる。

なお、関連する文献においては、戦前から日本に居住する旧植民地出身者やその家族を指して「オールドカマー」、1980年代以降に来日した人を指して「ニューカマー」という用語を使用することも少なくない。しかし、本指針においては、基本的に、その双方を含め「外国人市民」という名称を用いることとする。その理由は以下のとおりである。

- ① 民族的なアイデンティティを保障する教育や入居差別問題など、両者が抱えさせられている諸課題には共通するものも多く、また、相違している場合でも、現在、旧植民地出身者やその家族が経験している諸課題（たとえば、高齢化にともなう介護や年金に関するもの）はいずれ、滞日年数は短いながらも現在、定住化が進む外国人市民も経験することが予想される。そのため、両者は連続性をもって考えることが望ましい。
- ② 他方、外国人市民は一人ひとり異なる歴史的・地域的・文化的背景を有する存在であり個別具体的な施策が必要である。
- ③ 「カマー（来る人）」という言葉は短期間日本に滞在した後はいつか帰国するとの前提に立ち、外国人市民が地域社会に暮らし、地域社会の発展に寄与する「市民」であるという語感に乏しいものである。そのため、昨今の外国人の定住化傾向と整合性を有しない言葉である。